下野市男女共同参画推進委員会 議事録

審議会等名 令和3年度 第1回 下野市男女共同参画推進委員会

日 時 令和3年7月21日(水) 午前10時から午前11時35分まで

会 場 下野市役所 2階 203会議室

出席者。長谷川万由美委員、川俣一由委員、近藤美知子委員、海老原新子委員、

楡木久美子委員、楡木悦夫委員、五月女むつ子委員、松本文男委員、

大越歌子委員、藤田昌二委員、齋藤豪徳委員、松嶋淑恵委員、増山美咲委員

【欠席委員】阿部憂子委員、渡邊欣宥委員、小倉庸寛委員

市側出席者 (事務局) 広瀬寿雄市長、小谷野雅美総合政策部長、

根本宣明市民協働推進課長、早乙女秀司主幹、

長谷部すみれ主事、小林あかり主事

公開・非公開の別(公開 ・ 一部公開 ・ 非公開)

傍 聴 者 0人

報道機関 0人

議事録(概要)作成年月日 令和3年7月26日

【協議事項等】

- 1 開 会〈根本課長〉
- 2 委嘱状交付〈広瀬市長〉
- 3 市長あいさつ〈広瀬市長〉

お忙しい中、ご出席を賜りまして厚く御礼申し上げます。先ほど、代表して長谷川委員に 委嘱状交付させていただきました。コロナ禍における会議の在り様は、ソーシャルディスタ ンスを始め密にならないよう注意をしているところではありますが、ご不便をおかけするこ ともあるかと存じます。ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

本日は、昨年度末に計画満了となりました第二次下野市男女共同参画プラン、配偶者等からの暴力対策基本計画に基づいて、令和2年度の各施策及び計画期間全体の進捗状況について、ご意見を伺う形で会議の中核を作っていくことになろうかと存じます。男女共同参画やDVの分野に加え、コロナ禍の新しい生活様式・生活形態における新たな問題を感じている方もいらっしゃるのではないかと考えております。そういった様々な部分や、今年度からの第三次下野市男女共同参画プランの計画期間スタートについて、新たな視点や率直なご意見を伺い、良い未来づくりにご協力いただきたいと考えております。

世界中で今までに無かったような状況下で、事業展開等について苦しい思いをしている部分もありますが、これらをどのように乗り越えていくかについても、男女共同参画の視点に立って考えていくこととなりますので、よろしくお願いいたします。

4 委員・事務局紹介

5 会長・職務代理の選任

互選により、長谷川委員が会長に選任された。 長谷川会長により、川俣委員が職務代理に指名された。

6 会長あいさつ〈長谷川会長〉

委員会には2年前から参加させていただいています。2年前の会長あいさつを思い起こしてみますと、「住みよさランキング」で下野市が県内1位になったというとても明るい話題で始まった事を思い出します。それから考えますと、状況が一変してしまい、新型コロナウイルスへの対応で、皆様がそれぞれの現場で大変な思いをされているところかと思います。

本日の資料の中にも、女性にとっての新型コロナウイルスの影響は大変大きいものだと分かるようなものが数字として出てきていると思います。例えば、DV被害者の一時保護件数が、例年1件程度のものが令和2年度は6件となっています。昨年、イギリスでロックダウンの間にDV被害が増加していることや、日本でもそうならないことを願っているという話をさせていただいたことも思い出したところです。新型コロナウイルスも自然災害の一つと言えるかと思います。災害支援の上では、被害は皆一様に受けますが、その影響は一様でないと言われます。特にインパクトが大きければ大きいほど、その影響がより弱い立場へしわ寄せが行き、それぞれが皆大変なのでしわ寄せが行っていることに気付かない、気が付いても気遣う余裕を皆が持てないという状況になってしまうということが、東日本大震災をはじめとする大規模災害で言われてきており、コロナ禍でまさにその状況になっているのではないかと思います。

そのような中で、男女共同参画をどのように進めていくかということが、非常に重要になってきます。本日の資料中、生活困窮者支援法の中での学習支援で、全員が第一志望の高校に合格したとの記述があり、とても嬉しく思うのと同時に、こういった着実な取組を続けていくことでしか進めていく事はできないのだと改めて感じたところです。

引き続きの委員の方も、新たに委員になった方もいらっしゃいますが、闊達な意見をいただき、議事進行を円滑に進められるよう努めさせていただきます。

7 議事

議事録署名人に楡木久美子委員、楡木悦夫委員が指名された。

(1) 令和2年度男女共同参画・DVプラン進捗状況報告について

≪事務局より男女共同参画プラン進捗状況について資料1・2を用いて説明≫

≪事前質問回答について追加資料1を用いて説明≫

【質疑等】

長谷川会長:ご意見ご質問をお受けします。重要な項目に未達成のものがありますので、何か アイデア等につきましてもお伺いしたいと思います。

近藤委員:プランの中身は大変充実していると感じます。

育児休業等、様々な制度がありますが、肝心な点は、例えば父親が育休を取った場合の給与や補償の問題です。会社にもよりますが、中小企業などでは男女が育児休業を取ると、無給になってしまいます。雇用保険等の中から補償があるものの、例え20~30%でも収入がなくなるということは、家計にとって非常に厳しいものとなります。父親の育児休暇取得促進の施策は良いのですが、そこに補償が欠けてくると非常

に難しいかと思います。ですから、国から給与の補償をしてあげるという方向に向か うと、男女共同参画の面でも、共に休みを取りやすくなるのではないでしょうか。

長谷川会長:一市でどうにか、ということではないとは思いますが、とても大事な視点かと思います。また、「イクメン」「お父さんも育休」と宣伝されると肩身が狭い男性も多いと聞いております。情報提供として「イクメン座談会」のようなもので、会社ではこのように対応した、などが伝えられると良いかと思われます。

法制度は改正となった部分がありますので、その点栃木労働局よりご説明いただけま すか。

齋藤委員:来年4月施行の改正育児・介護休業法のなかで、いわゆる「男性育休」が法制化されます。これまで育児休業が一回しか取れなかったところが二回取れるようになり、現行の制度では育休期間中は出勤が原則できないために「この日はどうしても出勤したい」といったことができず、結果として育休を取得しないという事例を回避するため、休業中の就業を緩和するほか、雇用保険上の改正も絡めるということです。詳細は未定ですが、このような流れになっています。

先程ご意見ありましたように、やはりネックとなるのは生活の問題です。「男性が育休を取れないのは、本人でなく周囲の責任」という雰囲気づくりや、妻の妊娠が分かった時点で今後の計画を立てさせるなどの取組により、少しでも育休を取るよう指導しても、妻が休業取得をしている時点で収入減となっているために、経済的な部分で不安があると言われれば、休めとも言いにくくなります。その点は、厚労省としても問題として捉えているため、今後どうなるのかといったところです。

また、男性の育休に限らず、会社が制度を作っても、働く本人たちにその認識がなく、制度への理解がないということがあります。特に男性の育休は、出産する妻が社員でない場合に、会社は夫が妻の妊娠を伝えなければ情報を把握することができず、子が生まれてから妊娠していたことを知らされるということも実際に起きています。妊娠したら早めに知らせてほしいということをなかなか周知できず、結婚したからといって「子どもはまだか」と聞くのはハラスメントの問題があるなど、会社に情報が入りづらいなどの現状があるところです。

長谷川会長:急に「男性も取って良い」と言われても、どうしたらいいか分からない、という 声もあるかと思います。育休取得をイメージしやすい具体的なモデル集などがあると いいかもしれません。ちなみに、これらは原則無給ということでしょうか。

齋藤委員:基本的には無給です。有給としている大企業も多少あります。

近藤委員:さらに、男女の給与に差が出てしまうと、給与の高い方が休みにくくなり、より父親が取り辛くなっていくのではないでしょうか。

長谷川会長:北欧では、父親が育休を取らないと、育休が取れる期間が減ってしまうという制度もあります。

齋藤委員:政策として、育休を取らなければペナルティというやり方も、一つの手ではあるのでしょう。

松嶋委員:基本目標Ⅲ「男女共同参画の実現に向けた意識づくり」の数値目標「男女共同参画のつどいの若年層(40代まで)の参加割合の増加」がかなり低く、60~70代のリタイア層向けになってしまっています。若年層への届け方など、なぜ若年層の参加が少ないのかはどのように把握しているのでしょうか。若者が来やすい方法にすれば、

関心がある人もいるのではないかと思います。そのあたりを具体的にどのように変えていくかを考えてはどうでしょうか。せっかくイベントを行うので、もったいないと感じます。いい方法はないでしょうか。

事務局:男女共同参画のつどいは、広報、インターネット、SNSでの周知を図っているところです。夏休み時期に実施日を設定し、子連れでの参加をPRしても、年齢層が高くなる傾向がありました。昨年度は中止となりましたが、令和元年度にSNS上で話題となったアニメ映画を上映してみたところ、市外からも参加者が集まりましたが、若年層割合としては低いままでした。参加者アンケートを見ますと、中高生の層が薄いと考えられますので、その層にどうPRできるかというところかと思います。若年層へのアピールや手法など何かアイデアありましたら取り入れていきたいと考えていますが、いかがですか。

松嶋委員:今の時代は、動画配信サイト等があるので映画は無限に観られるということもあり、映画上映会という形式が若年層のニーズに合っていない気がしました。逆に、60~70代に対しては良い取組だと感じます。また、既に作品を観てしまっている人にとっては、イベントでもう一度同じものを観てくださいと提示されても、他に出掛けたいと感じるかと思います。

SNS時代、若者はリアルの人間関係よりもネット上の人間関係に熱中していると聞きます。若者をターゲットにするならば、作品の感想をシェアする会など、Zoom等のウェブ会議機能を使い、会場に来なくても参加できるようにするなどして、上映会という形式でない方法があるのではないかと思いました。

事務局: オンライン上でのイベント開催は他にも例がありますので、取り入れていきたいと思います。若者をターゲットにオンラインで参加できるものや、感想をシェアできるような取組を検討してみます。

齋藤委員:若年層をターゲットとした啓発に、小中学校の授業は取り入れていますか。

事務局:小中学校の授業として、男女共同参画に関する市のイベントを持ってはいませんが、 授業では道徳や社会科の科目で取り扱っており、性教育分野に関して言えば、保健体 育や、市民活動団体との協働による出前講座があります。男女共同参画のつどい(映 画上映会)は、学校にチラシの配布にご協力いただいています。

齋藤委員:「イベントに来てください」と周知しても、自分が見たいものを見る、という選択ができる時代でもあるため、ある程度授業の一環で行うと効率がいいのかと思います。というのも、労働局は県内の大学の学生向けに「労働法制セミナー」というのを行っていて、これまで事業者を対象として行ってきた啓発を、これから働く、または働き始める人に向けて実施しています。例えば、アルバイト先で労働法令違反があっても、学生はそのことに気付けずトラブルにもならない。しかし、大学の授業の中でセミナーを実施すると、初めてアルバイトをしたり、就職活動をしたりといったこともあるため、学生の食い付きは良いです。これは大学の授業の一環としてやっているので、自由参加となれば参加してくれるかは分かりませんが、参加後には質問や相談に来てくれる人もいて、反応は良いと感じます。男女共同参画でセミナーをやるとなると、テーマの幅が広いとは思いますが。

長谷川会長:コロナ禍による会議等の中止により、チラシをつかった啓発機会がなくなってしまったと事業報告書にありますが、学校を通じて配布できるような内容については、 学校で配布するということもできるかと思います。子ども向けのチラシ以外も、家に 持ち帰れば保護者に見ていただくことができます。この状況はしばらく続くと思われますので。

また、若い人は映画を二倍速で観る、という話もありますので、よほど面白いと思うものでなければ二倍速でも観ないでしょう。ユーチューバーのカップルなどを呼び、 男女関係なく楽しんでいるということを話してもらう方が、もしかしたら反応はいいかもしれませんね。それでも、会場に来るのは面倒だと感じるかもしれません。他にも、アイデアがありましたらお願いいたします。

では、他にご意見が無いようですので、DVプランの進捗状況に進みます。

≪事務局よりDVプラン進捗状況について資料3・4を用いて説明≫

≪事前質問回答について追加資料1を用いて説明≫

【質疑等】

長谷川会長:相談窓口の周知率の低さは懸念されるところだと感じます。SNSを使用しているとありますが、若い人はグーグル等で調べるよりも「タグ」を使って検索をしているようです。ツイッター等のSNSでも、文章だけでは若い人の目に留まりません。 状況はどんどん変わっていきますので、最新のものを活用して考えていただけたらと思います。

その他、ご意見いかがでしょうか。では、議事(1)についてご承認いただけますか。 (一同承認)

(2)年間スケジュールについて

≪事務局より年間スケジュールについて説明≫

【質疑等】

- 近藤委員:「〇〇週間」とされているものは啓発する側が定めているもので、あまり意味が無いように思います。それよりは、カレンダーに一日休日を設けるのも面白いのではないかと思いました、難しいでしょうけれども。
- 長谷川会長:逆に、海外だと「○○月間」としているところもあります。ご意見のようにポイントを絞ってもっとアピールするという手法もありますし、期間を長く取って目に触れる機会を増やすという手法もあります。

その他にいかがでしょうか。ご承認いただけますか。

(一同承認)

長谷川会長:まだまだコロナ禍で気を遣って進めていただく必要がある部分があるかと思いま すが、よろしくお願いいたします。

(3) その他

≪事務局より委員あて職について参考資料1を用いて説明≫

【質疑等】

- 長谷川会長:いままでのところで、ご意見・ご質問をお受けします。また、国民健康保険運営 協議会、ケーブルテレビ放送番組審議会の充て職につきましては、お引き受けいただ ける方がいらっしゃいますか。いらっしゃらないようなので、事務局案はありますか。
- 事務局:国民健康保険運営協議会については、本日ご欠席の渡邊委員より、ご興味をお持ちの 方が他にいらっしゃらなければお引き受けいただけるとのことです。

ケーブルテレビ放送番組審議会につきましては、この場でご協力いただける方がいらっしゃらなければ、また後ほど改めまして、事務局より個別に委員の皆様にご依頼させていただきたいと考えます。

長谷川会長:では、国民健康保険運営協議会については渡邊委員に、ケーブルテレビ放送番組 審議会については事務局より後ほど委員の皆様にご相談させていただきたいと思いま す。ご承認を頂けますでしょうか。

(一同承認)

8 閉会〈根本課長〉